



令和3年2月19日
海上保安庁

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条に基づく

令和2年における傍受に関する国会報告について

令和2年中の通信傍受の実施状況等について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第36条の規定に基づき、2月19日、政府は国会報告をしたところです。

その内容は別添のとおりです。

なお、海上保安庁では、令和2年中に傍受令状を請求したことはなく、傍受実績もありません。

(注) 政府は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条に基づき、毎年、次に掲げる事項を国会に報告するとともに、公表することとされています。

- ・ 傍受令状の請求及び発付の件数
- ・ その請求及び発付に係る罪名
- ・ 傍受の対象とした通信手段の種類
- ・ 傍受の実施をした期間
- ・ 傍受の実施をしている間における通話の回数
- ・ 令状記載通信等が行われたものの数
- ・ 一時的保存を命じて行う通信傍受、特定電子計算機を用いる通信傍受を実施したときはその旨
- ・ 傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 に基づく報告

令和2年 1月 1日から
同年12月31日まで

令和3年2月

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告
(令和2年)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条の規定に基づき、令和2年における通信傍受等に関して下記のとおり報告します。

記

令和2年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表1のとおりである。

また、平成31年及び令和元年中に傍受が行われた事件に関して新たに逮捕した人員数については、別表2のとおりである。

別表 1

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間						第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)	
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項		第29条第4項			
							第1号(回)	第3号(回)	第1号(回)			第3号(回)
1	4	4	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項,同第1項,刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	18	1552	211	0	126	0	16	
					18	92	14	0	5	0		
					18	143	53	0	36	0		
					18	46	10	0	4	0		
2	4	4	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項,同第1項,刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	18	42	2	0	4	0	18	
					30	393	-	-	0	0		
					30	1286	-	-	8	0		
					30	877	295	0	167	0		
3	4	4	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項,同第1項,刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	25	148	16	0	6	0	21	
					25	123	0	0	0	0		
					25	122	53	0	4	0		
					25	174	72	0	55	0		
4	3	3	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項,同第1項,刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	22	335	15	0	40	0	8	
					22	427	56	0	52	0		
					22	236	38	0	33	0		

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号(回)			第3号(回)	第1号(回)	第3号(回)
5	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項,同第1項,刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	1132	33	0	14	0	0	
					9	2	-	-	0	0		
6	3	3	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項,同第1項,刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	26	637	174	0	66	0	26	
					26	1392	526	0	225	0		
					26	515	325	0	67	0		
7	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項,同第1項,刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	232	22	0	16	0	9	
					30	105	7	0	6	0		
8	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項,同第1項,刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	22	381	40	0	41	0	14	
					22	999	95	0	103	0		
9	3	3	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項,同第1項,刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	13	268	6	0	7	0	2	
					13	33	0	0	0	0		
					13	96	14	0	25	0		

番 号	傍 受 令 状		通信 手段 の 種 類	実 施 期 間						第20 条第 1項 等の 傍受 の実 施	逮 捕 人 員 数 (人)	
	請 求 (件)	発 付 (件)		罪 名 (罰 条)	(日 間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項		第29条第4項			
							第1号 (回)	第3号 (回)	第1号 (回)			第3号 (回)
10	3	3	覚醒剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携 帯 電 話	11	194	56	0	13	0		11
					11	215	75	0	44	0		
					11	20	6	0	1	0		
11	4	4	覚醒剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携 帯 電 話	28	439	86	0	31	0		7
					28	20	-	-	1	0		
					28	309	87	0	19	0		
					28	123	22	0	10	0		
12	1	1	覚醒剤取締法違反（同法第41条の2第2項，同第1項，刑法第60条） 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携 帯 電 話	30	898	-	-	133	0		1
13	2	2	銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第31条の3第2項，同第1項前段，第3条第1項，第31条の8，第3条の3第1項，刑法第60条） 【拳銃の加重所持，拳銃実包の所持】	携 帯 電 話	10	284	0	0	2	0		0
					10	183	1	0	7	0		
14	2	2	銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第31条の4第1項，第3条の7，第31条の9第1項，第3条の9，第3条の10，第3条の12，刑法第60条） 【拳銃等の譲渡，譲受け】	携 帯 電 話	10	83	0	0	2	0		2
					10	105	0	0	1	0		

番 号	傍 受 令 状		通信 手段 の 種 類	実 施 期 間				第20 条第1 項等 の 傍受 の実 施	逮 捕 人 員 数 (人)			
	請 求 (件)	発 付 (件)		罪 名 (罰 条)	(日 間)	通 話 回 数 (回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号 (回)			第3号 (回)	第1号 (回)	第3号 (回)
15	1	1	窃盗（刑法第235条， 第60条）	携 帯 電 話	28	1040	0	0	17	0		2
16	4	4	強盗，強盗致傷（刑法 第236条第1項，第240 条前段，第60条）	携 帯 電 話	15	372	-	-	0	0		1
					15	80	-	-	0	0		
					10	0	-	-	0	0		
					13	205	-	-	1	0		
17	1	1	強盗殺人（刑法第240 条後段，第60条）	携 帯 電 話	30	439	-	-	0	0		0
18	1	1	詐欺（刑法第246条第1 項，第60条）	携 帯 電 話	10	0	-	-	0	0		0
19	2	2	詐欺（刑法第246条第1 項，第60条）	携 帯 電 話	20	98	0	0	1	0		0
					20	535	10	1	8	0		
20	2	2	恐喝，恐喝未遂（刑法 第249条第1項，第250 条，第60条）	携 帯 電 話	30	1122	-	-	16	0		14
					30	1568	-	-	21	0		

(注1)「携帯電話」はPHSを含む。

(注2)「第20条第1項等の傍受の実施」欄における～は以下の方法をいう。

：第20条第1項の規定による傍受を実施したとき

：第23条第1項第1号の規定による傍受を実施したとき

：第23条第1項第2号の規定による傍受を実施したとき

別表 2

(平成31年・令和元年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名(罰条)	
7	2 (報告済み)	2 (報告済み)	窃盗(刑法第235条, 第60条)	3
10	4 (報告済み)	4 (報告済み)	詐欺(刑法第246条第1項, 第60条)	14

(注1)「新たに逮捕した人員数」とは、平成31年及び令和元年中に傍受を実施した事件に関して、令和2年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注2)平成14年から平成30年までに傍受を実施した事件に関して、令和2年中に新たに逮捕した者はいなかった。